

岩手県告示第97号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

令和2年2月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸北沿岸島の越漁港海岸島の越地区海岸
- 2 指定区域 次の基点1から基点19までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点19と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 基点1 北緯39度54分55秒93116、東経141度56分26秒41974の地点
- 基点2 北緯39度55分00秒36405、東経141度56分23秒60678の地点
- 基点3 北緯39度55分01秒95248、東経141度56分24秒46262の地点
- 基点4 北緯39度55分03秒03316、東経141度56分26秒80410の地点
- 基点5 北緯39度55分01秒90936、東経141度56分28秒70253の地点
- 基点6 北緯39度54分56秒75203、東経141度56分36秒55800の地点
- 基点7 北緯39度54分55秒87495、東経141度56分35秒78509の地点
- 基点8 北緯39度54分55秒10565、東経141度56分34秒86851の地点
- 基点9 北緯39度54分55秒20544、東経141度56分33秒49427の地点
- 基点10 北緯39度54分55秒44699、東経141度56分33秒18084の地点
- 基点11 北緯39度54分55秒51837、東経141度56分33秒14511の地点
- 基点12 北緯39度54分55秒55884、東経141度56分33秒06327の地点
- 基点13 北緯39度54分55秒55953、東経141度56分33秒00833の地点
- 基点14 北緯39度54分55秒77219、東経141度56分33秒13181の地点
- 基点15 北緯39度54分55秒77577、東経141度56分33秒13389の地点
- 基点16 北緯39度54分55秒78089、東経141度56分33秒10757の地点
- 基点17 北緯39度54分55秒91793、東経141度56分32秒64823の地点
- 基点18 北緯39度54分56秒26027、東経141度56分32秒74669の地点
- 基点19 北緯39度54分56秒44735、東経141度56分30秒49681の地点

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センターに備えておいて縦覧に供する。